

令和3年3月31日

法教育推進協議会成年年齢引下げに向けた
法教育施策検討部会委員 浅川 貴広
(東京都立蒲田高等学校主幹教諭)

法教育授業実践報告
(成年年齢引下げに向けた高校生向け法教育リーフレット
「18歳を迎える君へ～契約について学ぼう～」)

- 1 実施日時
令和3年3月19日(金) 午前11時50分～午後零時30分(第4時限)
- 2 実施校等
 - (1) 実施校
東京都立蒲田高等学校
 - (2) 学年
第1学年
 - (3) 教科等
公民科「現代社会」
 - (4) 指導者
同校主幹教諭 浅川 貴広
- 3 単元等
 - (1) 単元(学習指導要領における位置付け)
高等学校学習指導要領「公民」現代社会
 - (2) 現代社会と人間としての在り方生き方
エ 現代の経済社会と経済活動の在り方
 - (2) 目標
 - ・18歳成年年齢引き下げを見据えて、「契約」を中心に消費者に関する諸問題を学習し、自立した消費者になるために必要な知識や技能を身につける。
 - ・消費者としての権利や責任を学習したうえで、消費者としてどのようにすれば社会に貢献できるのかを考察させる。

(3) 指導計画

| | 目標 | 学習内容・学習活動 |
|-------------|--|--|
| | | <p>【単元の問い】 18歳成年年齢に向けて、“自分”と“次の世代”を考えた自立した消費者になるためには何が必要か。</p> |
| 第1時 | <p>【本時の問い】 消費者としての「契約」の意味について考えよう。</p> <p>「契約」に関する基本的な事項を習得する。(習得)</p> | <p>・家庭科で学習した内容も振り返りながら、「契約」に関する基本的な事項を、教科書等を用いて学習する。</p> |
| 第2時 | <p>【本時の問い】 探検隊の労働契約から契約の意味を考えよう。</p> <p>第1時で習得した内容を活用するアクティビティを通じて、契約を結ぶことの意味を考える。(活用)</p> | <p>・「探検隊」をモチーフにした労働契約のアクティビティにより、「隊長(雇用主)」、「隊員(被雇用者)」のそれぞれの立場に立って契約を結ぶ。</p> <p>・自分達と他のグループの契約を比較、検討することで、労働契約を通じて契約を結ぶことの意味を考えていく。</p> |
| 第3時 (本時) | <p>【本時の問い】 「18歳成年年齢」を前に、「契約」を結ぶ際に気をつけるべきことは何だろうか。</p> <p>前時までの学習内容をもとに、リーフレットを活用して「18歳成年年齢」に向けて、成年を迎えるまでに取り組むべきことを考察する。(習得・活用)</p> | <p>・リーフレットを活用して、契約に関して習得した内容を確認し、理解を深める。</p> <p>・18歳成年年齢により「18歳」を取り巻く環境がどのように変わり、トラブルが起こった場合にどう対処するか等を学び、18歳成年年齢までに取り組むべきことを考察する。</p> |
| 第4時 | <p>【本時の問い】 “次の世代”を考えた消費者には何が必要か。</p> <p>単元のまとめとして、次の世代を考えた消費のあり方を、日々の購買行動をもとにしながら考察していく。(探究)</p> | <p>・エシカル消費の例から、次の世代を考えた消費とはどのようなものかを理解する。</p> <p>・普段の購買行動をもとにして、次の世代を考えた消費のために何をすべきかを考察する。</p> <p>・各自の考えを他の生徒と比較し、理解を深める。</p> |

4 本時

(1) 目標

- ・「18歳を迎える君へ」のリーフレット（以下、「リーフレット」）を活用し、契約の特徴や契約によって発生する義務等について理解を深める。
- ・18歳成年年齢引き下げを通じて、自らが“大人”になった際に気をつけるべきこと等、成年年齢を迎えるまでに備えるべきことを考察していく。

(2) 展開

| 進行 (所要) | 内容 | 指導上の留意点 |
|--------------|--|---|
| 導入 (5分) | 1) 導入 (5分) <ul style="list-style-type: none"> ・「リーフレット」を配布し、概要を説明する。 ・18歳成年年齢引き下げについて、生徒が知っていることを確認する。 ・「リーフレット」1ページの導入アニメーションを用い、18歳成年年齢に関する学習の導入とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「リーフレット」がどのような目的で作成されたか、何を学習するのかを説明し、発問と合わせて本時の学習に対する意欲をもたせる。 ・授業を通じて「リーフレット」の内容をスライドに投影し、「リーフレット」にのみ没入しないように注意する。 |
| 展開① (15分) | 2) 18歳成年年齢や契約に関する基本的な事項を学習する (5分) <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートを活用し、「リーフレット」2ページ、3ページの内容を学習する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「リーフレット」の2ページ、3ページの内容をワークシートでまとめ、以降の学習内容の基礎となる部分をしっかりと理解させるように指導する。 |
| | 3) 「リーフレット」のワークに取り組み、契約を結んだことにより発生する義務等を学習する (10分) <ul style="list-style-type: none"> ・「リーフレット」4ページのワークに個人で取り組み、考えを「リーフレット」にまとめる(3分)。その上で、数名の生徒に発表させ、全体で共有する。 ・「リーフレット」5ページの2つの発問をしながら、契約により生じる権利と義務をワークシート | <ul style="list-style-type: none"> ・「リーフレット」4ページのワークに個人で取り組んだ内容をクラスで共有することで、契約を結ぶ際には目的や条件を確認すること、それらを比較して決めることの大切さに気づかせる。 ・「リーフレット」5ページの2つの発問により、契約により生じる権利と義務の関係に対する理解 |

| | | |
|--------------|---|--|
| | にまとめ、「コラム」の内容にも触れる。 | を深め、ワークシートでまとめる。 ・5ページの「コラム」については、労働契約とも関係させて書面で契約を行うことの必要性を理解させる。 |
| 展開② (15分) | 4) 「リーフレット」の発問から、契約の拘束力について学習する (10分) | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「リーフレット」6ページの発問を生徒に問い、契約の拘束力についてワークシートにまとめる。 ・6ページ下部の「コラム」の内容を紹介する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「リーフレット」6ページの内容を踏まえながら授業を進め、QRコードで示されているクーリング・オフ制度についてもリンク先を示しながら学習する。 ・契約の拘束力が生じるからこそ、「リーフレット」4ページで学習した契約の内容を吟味し、内容をしっかりと確認することが重要であることを理解させる。 ・「コラム」の内容を簡単に紹介し、確認させる。 |
| | 5) 契約でトラブルが起きた際の解決方法について「リーフレット」を用いて学習する (5分) | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「リーフレット」7ページの発問を生徒に問い、契約でトラブルが起こった際の解決に方法についてワークシートにまとめる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「現代社会」で学習した民事訴訟やADR（裁判外紛争解決手続）の学習内容を復習しながら、契約をめぐるトラブルの際の解決方法を学習する。 |
| まとめ (5分) | 6) まとめと振り返り (5分) | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「リーフレット」8ページの内容を使いながら、学習のまとめを行う。 ・ワークシートで本日の学習のまとめを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「リーフレット」8ページ、ワークシートの内容を用い、本時のまとめを行う。その際、「18歳成年年齢」を間もなく迎えることに触れ、それに向けた「準備」を考察させていくように指導する。 |

(3) 実践報告 (成果と課題など)

① リーフレットを使って授業を行った理由

リーフレットは自学習を主な目的としたものであるが、授業で扱った理由は、授業で生徒が契約について学習する上でも有用であると考えたからである。ま

た、今回は1学年の「現代社会」で実施したが、他学年や、家庭科等の他教科、「総合的な探究の時間」等においても活用することができると考える。そのため、授業でリーフレットを活用した際の生徒の様子を確認し、どのようにすればリーフレットを用いて生徒の理解が深まるかを検討するために授業を実施した。

② 工夫したこと（ポイント）

今回の授業実践において工夫した点は、第一にスライド資料を活用し、生徒の顔を上げさせるための工夫をした点である。リーフレットを使った授業はどうしても生徒が下を向いてしまい、生徒の理解を確認しながらの授業が難しいため、生徒に前を向かせる工夫をした。また、リーフレットの発問については、発問部分の回答を隠すことで、生徒が考えられるようにした。第二に、リーフレットの構成を生かし、各場面での色分けをはっきりさせた授業展開を行った点である。リーフレットは見開き1ページで学習する内容が明確になっているため、4ページのワークを挟んで前半では契約に関する知識の習得を行い、後半ではそれに基づいた活用の授業とした。第三に、生徒に発問したり、ワークでの各生徒の考えを発表させたりする等して、「契約」をめぐって各個人で考え方が異なることを理解し、比較・検討できるようにした点である。実際に契約を結ぶ際にはさまざまな選択肢を比較して決定することも大切であり、その点から契約には多様な考え方があることを理解させるようにした。生徒の授業後のアンケートでも、「自分に無理のない契約を結ぶ必要がある」との回答が寄せられ、その意図はある程度伝わったものと考えられる。

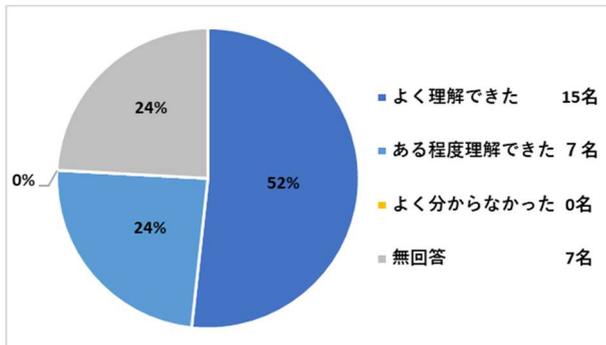
③ 生徒のアンケートからは、全員の生徒が授業内容について「よく理解できた」もしくは「ある程度理解できた」と回答しており、リーフレットによって生徒の理解が深まったことがわかる。また、自由記述からは、リーフレットを活用した授業で契約に関する理解が深まっただけでなく、18歳で成年年齢を迎える前により学習を進めたいという声や、18歳になった時にもう一度リーフレットを読み返したい等、リーフレット作成の意図が十分に伝わっている様子が伺えた。

一方で、契約についてはやはり難しい用語も少なくなく、理解が難しい生徒もいた。

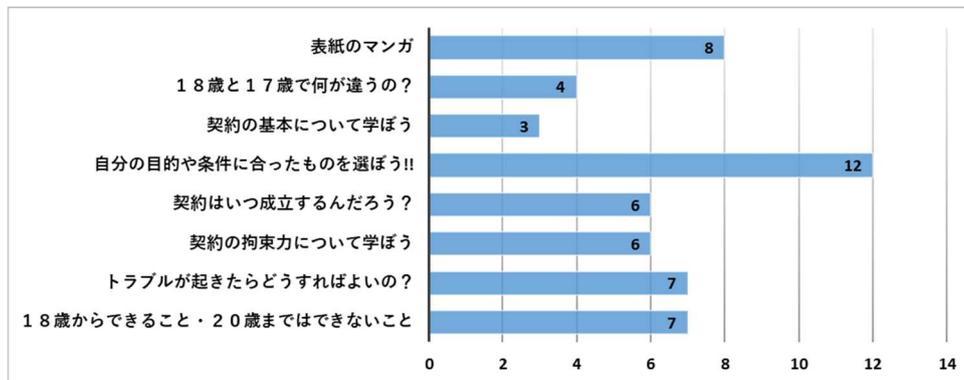
また、今回の授業では、リーフレットに記載された基礎的な内容を扱ったが、もっと契約について学びたいとの生徒の声もあり、リーフレットの発展的な活用も課題である。それについては外部の専門家等を活用した展開が考えられる。

授業アンケート

1. 授業全体として理解できましたか。



2. リーフレットの中で、印象に残った、おもしろかったのはどの内容（ページ）ですか。
(複数選択可)



○具体的にどのようなところですか？

【表紙のマンガ】

- ・ぬいぐるみがしゃべるところ
- ・アニメーションでわかりやすく説明されている

【自分の目的や条件に合ったものを選ぼう!!】

- ・自分の目的や条件を考えるとこ
- ・カラフルで見やすく、考えさせられるページだった
- ・人によっていろいろな意見があったから

【契約の拘束力について学ぼう】

- ・自分が契約したらどうなるかがわかった
- ・ゲームのコントローラーの例がとてもわかりやすかった

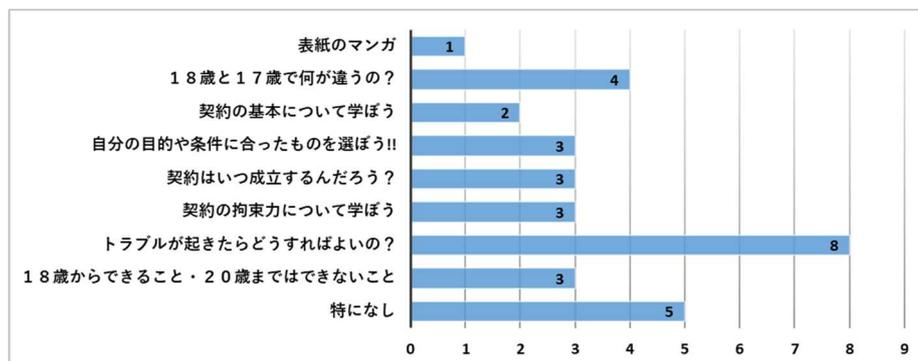
【トラブルが起きたらどうすればよいの？】

- ・トラブルになった時にどうすればよいかわかった
- ・大事なところや大切なことがピックアップされていてわかりやすかった

【18歳からできること・20歳まではできないこと】

- ・面白いというよりも、18歳でできること、20歳までできないことがわかった

3. リーフレットの中で、難しく感じたのはどの内容（ページ）ですか。（複数選択可）



○具体的にどのようなところですか？

【契約の基本について学ぼう】

- ・やはり契約は難しいので、もっと学びたいと思った

【自分の目的や条件に合ったものを選ぼう!!】

- ・いくらまで出せるかについて、考えるのが難しかった

【契約はいつ成立するんだろう？】

- ・権利と義務の関係は理解できたが、難しかった

【契約の拘束力について学ぼう】

- ・文字が多くて頭に入りづらかった

【トラブルが起きたらどうすればよいの？】

- ・トラブルにも大きさがあるので、簡単だったり、難しかったりするの、解決が難しいのではないかと
- ・トラブルになった特に対処が難しかった

【18歳からできること・20歳まではできないこと】

- ・18歳からできることが難しいなと感じた

4. 更に詳しく学習したいことや、成年を迎えるにあたり知っておきたいことはありますか。

- ・成年になったらできること、できないことをもっと詳しく知りたい。
- ・成年を迎える前に法律を確認しておこうと思った。
- ・契約でのよくある危険性などについて、成年を迎える前に知っておきたいと思った。
- ・成年と未成年での法律やルールなどを、もっと深く知っていきたい。

5. 自由感想（授業の内容についての感想など）

- ・改めて契約のことを学べてよかったし、パンフレットを使っただけの授業だったので、楽しく受けることができた。

- ・アニメーションがわかりやすかった。図が多く説明もわかりやすかった。
- ・契約についてよく理解でき、（成年年齢引き下げ後の）18歳と20歳の違いも理解できた。
- ・自分のこれからのためにさまざまな知識を身につけ、トラブルに巻き込まれないようにしたい。
- ・授業の内容がわかりやすかった。
- ・先生の解説が分かりやすく、とてもよい授業だと思った。
- ・一人暮らしの時などにすごく大切なことだと思った。18歳になったら正しい生活を送りたい。

(4) 参考資料（使用教材・資料，授業の様子・板書など）

ア 使用したスライド資料

別紙1のとおり

イ 配布資料

別紙2のとおり

ウ 授業の様子

授業動画のとおり

5 参考：新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領 公共 公民科「公共」

2 内容 B 自立した主体としてのよりよい社会の形成に参画する私たち
自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて，現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し，幸福，正義，公正などに着目して，他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割，多様な契約及び消費者の権利と責任，司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に，憲法の下，適正な手続きに則り，法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し，個人や社会の紛争を調停，解決することなどを通して，権利や自由が保障，実現され，社会の秩序が形成，維持されていくことについて理解すること。

令和2(2020)年度
第1学年「現代社会」

【本時の主題】
「18歳成年年齢」を前に、「契約」を結ぶ際に気をつけるべきことは何だろうか。

【本時の展開】
(1) [導入] 「18歳」と「17歳」の違いとは... (表紙)
(2) [習得①] 「契約」の基本を学ぶ (p. 2~p. 3)
(3) [活用] 何を基準にして「契約」を選択するのか (p. 4)
(4) [習得②] 「契約」への理解を深める (p. 5~p. 7)
(5) [探究] 「契約」を結ぶ際に気をつけるべきこと (p. 8)

「18歳」と「17歳」の違いとは... (表紙)

今日は作成の際にみなさんからもご意見をいただいた「18歳成年年齢」に関する冊子を用いて授業を行います。「18歳の大人」になって、契約を結ぶ際に気をつけることを考えていきましょう。



「18歳」と「17歳」の違いとは... (表紙)

表紙

2022年(令和4年)4月某日



私、いつか留学したいから英会話を習うことにしたの。明日、体験レッスンに行くのよ!

僕も、海外旅行とがに興味あるんだ。一緒に行っていいかな?

英会話教室 どうします? 入会しますか?

今日入会すればリスのぬいぐるみもらえるよ!

ノリコ (17歳) ツカサ (18歳)

私、入会する! 入会金も払っちゃおう!

ちょっと前から言いけど... ノリコさんが入会するなら僕も!

2週間後

ノリコさん今日は初レッスンだね!

私、やっぱり別の英会話教室に行くことにしたの!

支払った入会金も返してもらったわ!

ごめん、ツカサさんさきの忘れてたんだだけ...

えー!!

「18歳」と「17歳」の違いとは... (表紙)

表紙



ノリコさんが行かないなら僕も...

やっほりやめます。入会金を返してください。

契約書をよく見てね!

入会金 20,000円
月謝 10,000円
※退会した場合も入会金はお返ししません。

あれ...? でもノリコさんはどうして入会金を返してもらえたんなん?

それはノリコさんが17歳だからだよ!

ボクはホウリス君!! これから詳しく説明するよ!!

それは残念ね。でも入会金は返せないよ!

...ホントだ!! 書いてあるー!!

ぬいぐるみがしゃべったー!!

詳しくは次ページ!

英会話教室の入会金を返してもらえたノリコさんと、返してもらえなかったツカサさん。2人の「違い」はどこにあったのでしょうか。

「契約」の基本を学ぶ (p. 2~p. 3)

2ページ

民法の改正

2018年(平成30年)6月に、成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする法律が成立しました。

2022年(令和4年)4月1日以降は、18歳で「成年」と扱われます。 ※「民法の一部を改正する法律」

民法第4条
年齢20歳をもって、成年とする。

民法第4条
年齢18歳をもって、成年とする。

同じ高校生でも18歳の僕は「成年」で、17歳のノリコさんは「未成年」なのかな!!

ノリコ 17歳 未成年 ツカサ 18歳 成年

「契約」の基本を学ぶ (p. 2~p. 3)

2ページ

契約における違い

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消)。

成年になると、未成年者取消は適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません。

民法第5条第1項
未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を要しなければならない。ただし、単に権利を興、又は義務を負える法律行為については、この限りでない。

民法第5条第2項
前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

私は親に相談しなかったから、英会話教室への入会金を親に取り消されちゃった!! だから、入会金が返ってきただの。

※契約を結ぶことなどを「法律行為」といいます。おごつかいや仕送りの範囲なら一人でも契約できます。

習得① 何を基準にして「契約」を選択するのか (p. 4)

4ページ

あなたの目的や条件を整理しよう!!

- 1 すぐに必要か? 必要 / そうでもない
- 2 価格はいくらまで? 円まで
- 3 新品か、中古品か? 新品 / 中古品
- 4 現物を確認したいか? 絶対したい / なくてもよい
- 5 支払方法は?
- 6 その他のこだわり

●だから、私は _____ を選ぶ

●決め手は _____

<ワークのまとめ>
“どんな契約を結ぶか”は、目的や条件で変化する。

↓

契約を結ぶ際には、さまざまな選択肢から多面的・多角的に比較、検討して、自分に最も合った契約を結ぶことが大切。

習得② 「契約」への理解を深める (p. 5~p. 7)

5ページ

ツカサさんとタミオさんの間では、いつ「意思表示の合致」があったといえるかな?

① 僕とタミオさんの意思表示が合致したのは、まだ下について合意した②の時点じゃありません。

② ②の時点では、ツカサさんは「3万円でタミオさんのゲーム機を買う」とは言っていないよ。契約が成立したのは、ツカサさんが3万円でタミオさんのゲーム機を買った③の時点じゃないかな?

③ ③の時点が、正解!!

④ は契約を結ぶ前の交渉だね。

⑤ はタミオさんがツカサさんに契約の申込みをし、⑥ でツカサさんがこれを承諾したことで、二人の意思表示が合致したんだね!!

習得② 「契約」への理解を深める (p. 5~p. 7)

5ページ

契約が発生したらどうなるの?
 ⇒契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ**権利**と**義務**が発生します。

売主

→

←

買主

習得② 「契約」への理解を深める (p. 5~p. 7)

6ページ

ツカサさんはタミオさんにコントローラーをもう1個持ってくるよう求めることはできるでしょうか?

コントローラーは、2個の約束だね。

そうだけど、見当たらないんだよ... 1個でも遊ぶことはできるから、問題ないでしょ?

習得② 「契約」への理解を深める (p. 5~p. 7)

5ページ

契約が発生したらどうなるの?
 ⇒契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ**権利**と**義務**が発生します。

売主

→

←

買主

- ・代金の支払いを求める権利
- ・ゲーム機を引き渡す義務

- ・ゲーム機の引渡しを求める権利
- ・代金を支払う義務

習得② 「契約」への理解を深める (p. 5~p. 7)

6ページ

契約の拘束力

一度契約が成立すると、合意した内容をお互いに守る義務が発生します。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません。これを認めてしまうと、皆が安心して契約を結ぶことができなくなるからです。これを**「契約の拘束力」と**いいます。

もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現するよう求めることができます。

チェック クーリング・オフ制度

キャッチセールスや電話での勧誘など、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます。

詳しくは、「社会への罰」5~6ページ(消費者庁発行)を見てみよう!

「契約の拘束力」があるからこそ、**契約を結ぶ前にそれぞれの契約をよく比較、検討し、契約の内容もしっかりと確認してから、契約を結ぶことが大切です。**

習得② [習得②]「契約」への理解を深める (p. 5~p. 7)

7ページ 契約の相手方が自ら義務を果たさない場合、どのような手段で解決すればよいでしょう？

相手に請求に応じないときは、どうしたらいいのかなあ。

トラブル例

- 代金を支払ったのに商品が届かない。
- 見本と違うものが送られてきた。

話し合いで解決できないこともありそう。なんだか契約を締結するのが不安だ。

裁判による紛争解決
(民事トラブルの場合)

裁判所が、当事者双方の主張を聞き、提出された書類や証人を調べた上で、当事者の権利が認められるかを法に照らして判断し、判決によって紛争を解決します。

判決に至る前に、裁判所が関介入って当事者の話し合いによる解決を促し、当事者が互いに譲り合って解決内容を合意する和解もあります。

裁判以外の中立・公正な第三者による紛争解決 (ADR)
*Alternative Dispute Resolution

当事者と利害関係のない公正中立な第三者が間に入り、当事者同士に話し合いを促し、利害を調整して、トラブルを解決する方法(調停)などがあります。

調停には民間事業者が行う調停のほか、裁判所が行う調停もあります。

適正な手続で、正しく法を適用することによって、具体的な紛争を解決することを**電達**というよ！

習得② [習得②]「契約」への理解を深める (p. 5~p. 7)

5ページ~7ページのまとめ

- 契約が成立すると、「売主」、「買主」とともに**権利と義務**が発生する。
⇒合意した内容をお互いを守る義務が発生する(=**契約の拘束力**)。
- トラブルが発生した場合、**裁判**による紛争解決や、**第三者による調停**による紛争解決もある。

探究 [探究]「契約」を結ぶ際に気をつけるべきこと (p. 8)

8ページ 「18歳成年年齢」を前に、「契約」を結ぶ際に気をつけるべきことは何だろうか。

さいごに

契約について理解できたかな？
契約は私たちの身近なところであって、生活を豊かにしてくれるよ。

成年になれば、自分の責任で契約を結ぶことになるから、よく考えて契約を結ぶようにするぞ!!

今までよりもっと自由にやりたいことを実現することができるようになるから、社会の中でいろいろなことに参加していきたいな。

「18歳を迎える君へ」ワークシート

1年 組 番 名前

【民法の改正と「契約」(2ページ~4ページ)】

2022年4月以降 成年年齢が(1)になる。

→それまで「未成年」だった18歳、19歳で可能だった

(2)の行使ができなくなる。

契約



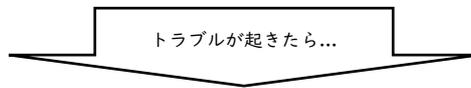
・当事者双方の(3)で成立する。

・当事者の(4)に基づいて結ぶことができる(契約自由の原則)。

→契約自由の原則の例外もある。

【契約の拘束力とトラブル解決(5ページ~7ページ)】

契約の成立 = 当事者それぞれに(5)と(6)が発生し、
合意した内容をお互いに守る義務が発生する(=7)。



(8)による紛争解決や、第三者による紛争解決(=9)もある。

✿今回の授業で学んだことや、授業を受けての感想を書きましょう。

授業アンケート

1. 授業全体として理解できましたか。
A.よく理解できた B.ある程度理解できた C.よく分からなかった
2. リーフレットの中で、印象に残った、おもしろかったのはどの内容（ページ）ですか。
（複数選択可）
- A. 1ページ（表紙のマンガ）
 - B. 2ページ（1 18歳と17歳で何が違うの？）
 - C. 3ページ（2 契約の基本について学ぼう）
 - D. 4ページ（3 自分の目的や条件に合ったものを選ぼう!!）
 - E. 5ページ（4 契約はいつ成立するんだろう？）
 - F. 6ページ（5 契約の拘束力について学ぼう）
 - G. 7ページ（6 トラブルが起きたらどうすればよいの？）
 - H. 8ページ（7 18歳からできること・20歳まではできないこと）

具体的にどのようなところですか？

3. リーフレットの中で、難しく感じたのはどの内容（ページ）ですか。（複数選択可）
- A. 1ページ（表紙のマンガ）
 - B. 2ページ（1 18歳と17歳で何が違うの？）
 - C. 3ページ（2 契約の基本について学ぼう）
 - D. 4ページ（3 自分の目的や条件に合ったものを選ぼう!!）
 - E. 5ページ（4 契約はいつ成立するんだろう？）
 - F. 6ページ（5 契約の拘束力について学ぼう）
 - G. 7ページ（6 トラブルが起きたらどうすればよいの？）
 - H. 8ページ（7 18歳からできること・20歳まではできないこと）

具体的にどのようなところですか？

4. さらに詳しく学習したいことや、成年を迎えるにあたり知っておきたいことはありますか。



5. 自由感想（授業の内容についての感想など）



アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました